

令和8年（措）第1号

排 除 措 置 命 令 書

東京都千代田区有楽町一丁目5番2号

スバル興業株式会社

同代表者 代表取締役 永 田 泉 治

東京都中央区日本橋人形町二丁目15番2号

京葉ロードメンテナンス株式会社

同代表者 代表取締役 辻 学

横浜市神奈川区金港町2番地6

首都ハイウェイサービス株式会社

同代表者 代表取締役 小 林 秀 夫

東京都千代田区麴町五丁目1番地

日本ハイウェイ・サービス株式会社

同代表者 代表取締役 舟久保 公 雄

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主 文

- 1 スバル興業株式会社（以下「スバル興業」という。）、京葉ロードメンテナンス株式会社（以下「京葉ロードメンテナンス」という。）、首都ハイウェイサービス株式会社（以下「首都ハイウェイサービス」という。）及び日本ハイウェイ・サービス株式会社（以下「日本ハイウェイ・サービス」という。）の4社（以下「4社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。

- (1) 別紙記載の道路清掃業務（以下「特定道路清掃業務」という。）について、4社及び《事業者A》の5社（以下「5社」という。）が、遅くとも平成29年5月22日以降共同して行っていた、受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を既に行っていないことを確認すること。
 - (2) 今後、相互の間（首都ハイウェイサービスと日本ハイウェイ・サービスの間を除く。）において、又は他の事業者と共同して、特定道路清掃業務について、受注予定者を決定せず、自主的に受注活動を行うこと。
- 2 4社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、自社を除く3社（首都ハイウェイサービス及び日本ハイウェイ・サービスにあつては、京葉ロードメンテナンス及びスバル興業）及び首都高速道路株式会社（以下「首都高速道路」という。）に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
 - 3 4社は、今後、それぞれ、相互の間（首都ハイウェイサービスと日本ハイウェイ・サービスの間を除く。）において、又は他の事業者と共同して、特定道路清掃業務について、受注予定者を決定してはならない。
 - 4 4社は、それぞれ、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については、前項で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならない。かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
 - (1) 道路清掃業務の受注に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の自社の役員及び従業員に対する周知徹底（京葉ロードメンテナンスにあつては当該行動指針の作成並びに自社の役員及び従業員に対する周知徹底）
 - (2) 道路清掃業務の受注に関する独占禁止法の遵守につい

での、自社の役員及び従業員に対する定期的な研修
5 4社は、それぞれ、第1項、第2項及び前項に基づいて
採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければなら
ない。

理 由

第1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人等の概要

ア 4社は肩書地に本店を置き、道路清掃業務の受託事業を営む者である。
なお、首都ハイウェイサービスは、日本ハイウェイ・サービスの子会社
である。

イ 名宛人以外の《事業者A》は、《所在地略》に本店を置き、道路清掃業
務の受託事業を営む者である。

(2) 特定道路清掃業務の発注方法等

ア 首都高速道路は、平成29年以降、首都高速道路において管理する高速
道路の路線を四つの工区に分け、各工区内の路線に係る特定道路清掃業務
について、契約期間を約2年間として工区ごとに発注していた。

イ 首都高速道路は、特定道路清掃業務の一般競争入札に当たっては

(ア) 公告により所定の資格条件を付して入札の参加希望者を募り、参加の
申込みを行わせた上で、参加希望者のうち、当該資格条件を満たしてい
ると認められた者を入札の参加者とする

(イ) 当該参加者には、入札の際に、入札価格を記載した入札書と併せて、
当該入札価格の内訳として、特定道路清掃業務を構成する役務ごとの単
価及び数量を記載した工事費内訳書を提出させる
こととしていた。

ウ 平成29年以降、特定道路清掃業務の一般競争入札には、5社及び京葉
ロードメンテナンスと《事業者A》との共同企業体（以下「特定共同企業
体」という。）のみが参加していた。

2 合意及び実施方法

5社は、かねてから、特定道路清掃業務に係る入札価格等について情報交換
を行っていたところ、遅くとも平成29年5月22日以降、特定道路清掃業務

について、受注機会の確保を図るため

(1)ア 工区ごとに既存業者（入札が行われる時点で、当該工区の道路清掃業務を受託している者をいう。）を受注予定者とする

イ 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する旨の合意の下に

(2)ア 受注予定者以外の入札の参加希望者（以下「協力者」という。）を選定する

イ 受注予定者は、協力者が入札で用いるための工事費内訳書（以下「協力者用の工事費内訳書」という。）を作成し、入札に先立ち当該協力者に提供するなどする

ウ 協力者は、入札の参加希望の申込みを行った上で、協力者用の工事費内訳書に記載された入札価格を提示する又は入札を辞退する

などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

3 実施状況

平成29年に実施の入札以降、4社及び特定共同企業体は、前記2により特定道路清掃業務の全てを受注していた。

4 前記2の行為が既に行われていないこと

(1) 《事業者A》は、平成30年9月5日に、首都高速道路から道路清掃業務の調達に係る競争入札への参加資格の認定を取り消され、所定の資格条件を満たさなくなったことにより、特定道路清掃業務の一般競争入札に参加できなくなったため、同日以降、前記2の合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を行っていない。

(2) 首都ハイウェイサービス及び日本ハイウェイ・サービスは、令和7年5月1日までに、課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出に関する規則（令和2年公正取引委員会規則第3号。以下「課徴金減免規則」という。）第4条第1項の規定に基づき、共同して、公正取引委員会に対して様式第1号による報告書を提出するとともに、それぞれ、特定道路清掃業務に係る自社の営業担当者に対して前記2の合意に基づく行為を行わないよう指示を行い、同日以降、同合意に基づく行為を行っていない。

(3) スバル興業は、令和7年5月2日、課徴金減免規則第4条第1項の規定に基づき、公正取引委員会に対して様式第1号による報告書を提出するとともに、特定道路清掃業務に係る自社の営業担当者に対して前記2の合意に基づ

く行為を行わないよう指示を行い、同日以降、同合意に基づく行為を行っていない。

- (4) 前記(1)から(3)までの事実によれば、令和7年5月2日以降、前記2の合意に基づく行為は行われていないと認められる。

第2 法令の適用

前記事実によれば、5社は、共同して、特定道路清掃業務について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、特定道路清掃業務の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、4社については、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、違反行為が長期間にわたって行われていたこと等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、4社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和8年4月22日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 茶 谷 栄 治

委員 吉 田 安 志

委員 泉 水 文 雄

委員 矢 尾 和 子

委員 若 林 亜 理 砂

注釈 《 》部分は、公正取引委員会事務総局において原文に匿名化等の処理をしたものである。

別紙

首都高速道路株式会社が総合評価落札方式による一般競争入札により発注する
高速道路の路面、排水柵、排水管、トンネル、付属設備等の清掃及び積雪凍結対策
作業